

リアンレーヴ八雲

有料老人ホーム 重要事項説明書

株式会社木下の介護

重要事項説明書

施設名	リアンレーヴ八雲
定員・室数	44 人 ・ 41 室

有料老人ホームの類型・表示事項

類 型	介護付（一般型）
居 住 の 権 利 形 態	利用権方式
利 用 料 の 支 払 方 式	選択方式
入 居 時 の 要 件	混合型（自立含む）
介 護 保 険 の 利 用	特定施設入居者生活介護（一般型）
居 室 区 分	定員1～2人（親族のみ対象）
介護に関わる職員体制	2.5：1以上

1 事業主体

名 称	法人等の種別		営利法人	
	フリカ`ナ	カ`シカ`イヤノシノカコ`		
	名 称	株式会社木下の介護		
主たる事務所の所在地	〒	163-1309		
	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号新宿アイランドタワー9階			
連 絡 先	電 話 番 号	03-5908-2381		
	ファックス番号	03-5908-2382		
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.kinoshita-kaigo.co.jp/			
代 表 者 職 氏 名	役職名	代表取締役	氏名	佐久間 大介
設 立 年 月 日	平成17年6月16日			
主 な 事 業 等	有料老人ホーム、通所介護、訪問介護、居宅介護支援、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、障害者総合支援法に基づく居宅介護重度訪問介護事業の企画・開発・運営、訪問介護員初任者研修講座			

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	2	プレール・ロヴェ豊洲ケアセンター	江東区豊洲1-2-8
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	3	木下の介護 下高井戸	杉並区下高井戸2-18-15
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	7	リアンレーヴ高田馬場	新宿区下落合1-6-9
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	7	木下の介護 グループホーム下高井戸	杉並区下高井戸2-18-15
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス	なし		
居宅介護支援	2	プレール・ロヴェ豊洲ケアプランセンター	江東区豊洲1-2-8
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問介護	2	プレール・ロヴェ豊洲ケアセンター	江東区豊洲1-2-8
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所介護	3	木下の介護 下高井戸	杉並区下高井戸2-18-15
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	6	リアンレーヴ高田馬場	新宿区下落合1-6-9
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	7	木下の介護 グループホーム下高井戸	杉並区下高井戸2-18-15
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		

2 事業所概要

名称	フリカ ^ナ	リアンレーヴヤクモ			
	名称	リアンレーヴ八雲			
所在地	〒 152-0023	東京都目黒区八雲2-7-10			
連絡先	電話番号	03-5731-8011			
	ファックス番号	03-5731-8014			
ホームページ	http://www.kinoshita-kaigo.co.jp/facilities/state/tokyo/yakumo.html				
介護保険事業所番号	第1371002997号				
管理者職氏名	役職名	施設長	氏名	氷見 紀子	
事業開始年月日	平成 22 年 9 月 1 日				
届出年月日	平成 22 年 8 月 13 日				
届出上の開設年月日	平成 22 年 9 月 1 日				
特定施設入居者生活介護	新規指定年月日（初回）	平成 22 年 9 月 1 日			
	指定の有効期間	平成 28 年 8 月 31 日まで			
介護予防 特定施設入居者生活介護	新規指定年月日（初回）	平成 22 年 9 月 1 日			
	指定の有効期間	平成 28 年 8 月 31 日まで			
事業所へのアクセス	東急東横線「都立大学」駅より徒歩7分				
施設・設備等の状況					
敷地	権利形態	—	抵当権	あり	
	面積	1,095.47 m ²			
建物	権利形態	賃貸借	抵当権	あり	
	延床面積	2,023.14 m ² うち有料老人ホーム分 2,023.14 m ²			
	竣工日	昭和 63 年 7 月 2 日			
	階数	地上 4 階		地下 0 階	
		うち有料老人ホーム分 地上 4 階		地下 0 階	
	構造	耐火建築物	建築物用途区分	有料老人ホーム	
	併設施設等	なし ()			
賃貸借契約の概要	建物	契約期間	平成 22 年 9 月 1 日 ~ 平成 42 年 8 月 31 日		
		自動更新	あり		
居室	階	定員	室数	面積	
	1階	1人	1	21.4 m ² ~ 21.4 m ²	
	1階	2人	2	42.9 m ² ~ 42.9 m ²	
	2階	1人	13	21.4 m ² ~ 21.4 m ²	
	3階	1人	13	21.4 m ² ~ 21.4 m ²	
	4階	1人	11	21.4 m ² ~ 21.4 m ²	
	4階	2人	1	42.9 m ² ~ 42.9 m ²	
一時介護室	階	定員	室数	面積	
				m ² ~ m ²	
便所	居室	全室設置	共同便所	1 箇所 (男女共用)	
浴室	居室	一部設置	共同浴室	個浴： 1 大浴槽： 1 機械浴： 1	
	併設施設との共用		なし ()		
食堂	兼用	あり (機能訓練スペース)			
	併設施設との共用		なし ()		
その他の共用施設	あり (健康管理室、面談室、2階リビング)				
エレベーター	あり 1 基				
消防設備	自動火災報知設備： あり		火災通報装置： あり	スプリンクラー： あり	
緊急呼出装置	居室： あり	便所： あり	浴室： あり	脱衣室： あり	

3 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態								
① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態								
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況
		専従	非専従	専従	非専従			
管理者（施設長）								
生活相談員								
看護職員：直接雇用								
看護職員：派遣								
介護職員：直接雇用								
介護職員：派遣								
機能訓練指導員								
計画作成担当者								
栄養士								委託（株式会社木下の台所）
調理員								委託（株式会社木下の台所）
事務員								
その他従業者								
② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40 時間		
③-1 介護職員の資格								
資格	延べ人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況
		専従	非専従	専従	非専従			
介護福祉士								/
実務者研修								
介護職員初任者研修								
介護支援専門員								
たん吸引等研修（不特定）								
たん吸引等研修（特定）								
資格なし								
③-2 機能訓練指導員の資格								
資格	延べ人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況
		専従	非専従	専従	非専従			
理学療法士								/
作業療法士								
言語聴覚士								
看護師又は准看護師								
柔道整復師								
あん摩マッサージ指圧師								
③-3 管理者（施設長）の資格				介護職員初任者研修				
④ 夜勤・宿直体制								
配置職員数が最も少ない時間帯				19 時 30 分～ 7 時 00 分				
上記時間帯の職員数（休憩者除く）				介護職員 2 人以上		看護職員 0 人以上		
⑤ 特定施設入居者生活介護の従業者の人数等						①と同じのため記入省略		
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況
		専従	非専従	専従	非専従			
生活相談員								
看護職員								
介護職員								
機能訓練指導員								
計画作成担当者								

⑤-1 介護職員の資格					③-1 と同じのため記入省略						
資 格	延べ人数	常勤		非常勤		/					
		専従	非専従	専従	非専従						
介護福祉士											
実務者研修											
介護職員初任者研修											
介護支援専門員											
たん吸引等研修（不特定）											
たん吸引等研修（特定）											
資格なし											
⑤-2 機能訓練指導員の資格					③-2 と同じのため記入省略						
資 格	延べ人数	常勤		非常勤		/					
		専従	非専従	専従	非専従						
理学療法士											
作業療法士											
言語聴覚士											
看護師又は准看護師											
柔道整復師											
あん摩マッサージ指圧師											
⑤-3 看護職員及び介護職員1人当たり（常勤換算）の利用者数					人						
従業者の職種別・勤続年数別人数（本事業所における勤続年数）											
勤続年数	職 種	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満											
1年以上3年未満											
3年以上5年未満											
5年以上10年未満											
10年以上											
合計											

4 サービスの内容

提供するサービス	
食事の提供サービス	あり（委託）
食事介助サービス	あり
入浴介助サービス	あり
排せつ介助サービス	あり
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス	あり
相談対応サービス	あり
健康管理サービス（定期的な健康診断実施）	あり
服薬管理サービス	あり
金銭管理サービス	なし
定期的な安否確認の方法	昼間は自立の方は必要時適宜、要支援・要介護の方は原則2～3時間に1回程度、夜間は2名以上の介護職員等が適宜巡回
施設で対応できる医療的ケアの内容	配置されている看護職員及び協力医療機関による定期的な訪問診療による通常の治療の範囲になります。詳細は利用前の入居希望者の状態を確認させて頂き、ご相談とさせて頂きます。入居後に常時医療行為が必要となり、通常の介護で対応できないと判断された場合は、代理人等を相談の上、契約解除になる場合があります。

医療機関との連携・協力		
協力医療機関(1)	名称	医療法人社団 恵美会 クリニックしらゆり
	所在地	東京都江東区豊洲1-2-8 14階
	協力の内容	往診、緊急時対応のアドバイス、健康相談（費用）実費負担（施設からの距離）約12km （診療科目）内科、外科
協力医療機関(2)	名称	
	所在地	
	協力の内容	
協力医療機関(3)	名称	
	所在地	
	協力の内容	
協力歯科医療機関	名称	医療法人社団藤栄会 日航ビル歯科室
	所在地	神奈川県川崎市川崎区日進町1 川崎日航ホテルビル6階
	協力の内容	定期歯科訪問診療（費用）実費負担（施設からの距離）約14.3km（診療科目）歯科
介護保険加算サービス等		
個別機能訓練加算		なし
夜間看護体制加算		なし
看取り介護加算		なし
医療機関連携加算		あり
認知症専門ケア加算		なし
サービス提供体制強化加算		なし
介護職員処遇改善加算		あり(I)
人員配置が手厚い介護サービスの実施		あり
短期利用特定施設入居者生活介護の算定		不可
利用者の個別的な選択によるサービス提供		あり
運営懇談会の開催		あり（年 1 回予定）
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置		-
自費によるショートステイ事業		なし
入居に当たっての留意事項		
入居の条件	年齢	原則として60歳以上
	要介護度	自立、要支援、要介護
	医療的ケア	当施設は主に介護を目的とした有料老人ホームであるため、基本的に医療的ケアには制限があります。医師の指示のもとで、当施設の看護職員が対応できる範囲の医療的ケアが条件となりますので、常時医療的ケアが必要な場合は、ご相談の上グループ内の別の施設等をご案内します。
	認知症	基本的に認知症の受入れは可能ですが、共同生活になりますので、認知症により、他のお客様に迷惑の掛かる行為等がある場合は入居をご遠慮頂きます。
その他	共同生活になりますので、他のお客様に迷惑の掛かる行為等がある場合、他のお客様・職員等の生命に危険が及ぶ暴力行為等がある場合は入居をご遠慮頂きます。	

身元引受人等の条件、義務等	代理人は身元引受人を兼ねるものとし、入居契約を理解し、入居者と共にもしくは入居者に代わって契約の履行、権利の行使等を行うものとし。また、入居者の処遇等に関する相談・判断等をして頂きます。（詳細は入居契約書第39条を参照）	
体験入居	利用期間	6泊7日まで
	利用料金	1泊16,200円（宿泊・介護・食事費用を含む）
	その他	なし
入院時の契約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師が入居者について入院が必要であると判断した場合は契約者及び入居者の意思を確認します。 ・ 入院に関わる費用は入居者の負担となります。 ・ 月額料金については管理共益費を通常通りお支払頂きます。 ・ 前払金の償却は通常通り、当該月の居室の家賃相当額として事業者が取得します。 ・ 入院中も居室利用権は継続します。 	
やむを得ず身体拘束を行う場合の手續	「切迫性」「非代替性」「一時性」の三要件について検討した上で、身体拘束を必要と判断した場合には、代理人、身元引受人等に説明し同意を書面で得た上で実施します。尚、実施中の経過の記録をし、再検討をして早期の拘束解除を目指します。	
事業者からの契約解除	事業者は、入居者や代理人等が入居契約や管理規程に定める内容に反した場合や常時医療行為が必要になった場合、かつ、そのことが入居契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、入居契約を解除することがあります。（詳細は入居契約書第32条を参照。）	

要介護時における居室の住み替えに関する事項

一時介護室への移動	なし
判断基準・手續	
利用料金の変更	
前払金の調整	
従前居室との仕様の変更	
その他の居室への移動	あり
判断基準・手續	介護上、その他やむを得ない事由が発生した場合、観察期間を設け、医師等の助言のもと、入居者等に説明の上、同意書を交わします。
利用料金の変更	従前居室と差額が生じた場合はあります。
前払金の調整	前払金に差額が生じた場合はあります。
従前居室との仕様の変更	広さ、レイアウト、方角、浴室の有無、キッチンの有無が変更になる可能性があります。
提携ホーム等への転居	あり 木下の介護が運営するライフコミュニケーション、リアン、応援家族ブランドの施設
判断基準・手續	介護上、その他やむを得ない事由が発生した場合、観察期間を設け、医師等の助言のもと、入居者等に説明の上、同意書を交わします。
利用料金の変更	施設によってあります。
前払金の調整	施設によってあります。
従前居室との仕様の変更	転居先の施設により、広さ、レイアウト、方角、トイレの有無、浴室の有無、キッチンの有無が変更になる可能性があります。

苦情対応窓口			
窓口の名称1	リアンレーヴ八雲 (担当 氷見 紀子)		
電話番号	03-5731-8011		
対応時間	毎日9:00～18:00		
窓口の名称2	株式会社木下の介護 本社 介護ご意見110番		
電話番号	03-5908-2381		
対応時間	毎日9:00～18:00 (年末年始を除く)		
窓口の名称3	目黒区健康福祉部介護保険課		
電話番号	03-5722-9574		
対応時間	月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始除く) 9:00～17:00		
窓口の名称4	東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口		
電話番号	03-6238-0177		
対応時間	月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始除く) 9:00～17:00		
窓口の名称5	東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課		
電話番号	03-5320-4537・4296		
対応時間	月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始除く) 9:00～17:00		
賠償責任保険の加入	あり 保険の名称: ウォームハート(損害保険ジャパン日本興亜)		
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等			
アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組	あり		
東京都福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	
その他機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表	

5 入居者

介護度別・年齢別入居者数	平均年齢:		歳	入居者数合計:		人		
年齢 \ 介護度	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
65歳未満								
65歳以上75歳未満								
75歳以上85歳未満								
85歳以上								
合計								
入居継続期間別入居者数								
入居期間	6月未満	6月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上	合計	
入居者数								
男女別入居者数	男性:		人	女性:		人		
入居率(一時的に不在となっている者を含む。)				% (定員に対する入居者数)				
直近1年間に退去した者の人数と理由								
理由	人数			理由	人数			
自宅・家族同居				その他の福祉施設・高齢者住宅等への転居				
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)へ転居				医療機関(入院)				
介護老人保健施設へ転居				死亡				
介護療養型医療施設へ転居				その他				
他の有料老人ホームへの転居				退去者数合計				

6 利用料金

入居準備費用	なし						円
内訳・明細							
支払日・支払方法							
解約時の返還							
敷金	なし						
金額	円						※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。
家賃及びサービスの対価							
プランの名称	入居一時金	月額利用料	(内訳)				
			家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費
前払金プラン① (1人部屋)	8,800,000円	384,100円	60,000	254,600	32,400	37,100	0
前払金プラン② (1人部屋)	13,600,000円	324,100円	0	254,600	32,400	37,100	0
前払金プラン① (夫婦部屋)	17,600,000円	513,600円	120,000	254,600	64,800	74,200	0
前払金プラン② (夫婦部屋)	27,200,000円	393,600円	0	254,600	64,800	74,200	0
前払金0円プラン (1人部屋)	-	544,100円	220,000	254,600	32,400	37,100	0
前払金0円プラン (夫婦部屋)	-	833,600円	440,000	254,600	64,800	74,200	0
各料金の内訳・明細	前払金	<p>月額単価 (円) × 想定居住期間 (60ヶ月) + 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額 = 前払金 例：前払金プラン① (1人部屋) 140,000円 (1ヶ月分の施設利用費) × 60ヶ月 (想定居住期間) + 2,800,000円 (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額) = 11,200,000円</p> <p>(月額単価の説明)</p> <p>家賃相当額である施設利用費の全部又は一部に充当します。</p> <p>(想定居住期間の説明)</p> <p>当社既存ホームの実績等を元に第三者機関である公益社団法人全国有料老人ホーム協会のデータにより算定し、60ヶ月と設定しております。</p> <p>(想定居住期間を超えて契約が継続した場合に備えて事業者が受領する額の説明)</p> <p>想定居住期間を超えて入居が継続している場合に必要な家賃相当額を公益社団法人全国有料老人ホーム協会のデータにより算定し前払金の25%としております。</p>					
	家賃	建物所有者への支払い家賃等を基準とし、当社における退去率と一定期間の空室発生率や居室一部屋に付帯する共有施設等を含む販売管理費、原状回復費等を勘案し、長期にわたって安定的な経営が出来るように設定しています。(施設利用費)					
	管理費	施設の整備・修繕・管理にかかる費用を基礎に算定しています。(管理共益費)					
	介護費用	<p>【要支援・要介護の入居者】介護保険法で定められている直接処遇職員の数より手厚い人員配置をし、その手厚い人員配置の人員費分を基礎に算定しています。(1,080円/日 但し、完全不在日は徴収しない。上記一覧の内訳は30日計算で算出)</p> <p>【自立の入居者】自立生活サポート費として人員費及び事務費を根拠に86,400円/月 (上記一覧の内訳に記載なし)</p> <p style="text-align: right;">※介護保険サービスの自己負担額は含まない。</p>					
	食費	<p>朝食 247 円・昼食 432 円・夕食 432 円 間食 125 円</p> <p>(食事をキャンセルする場合の取扱いについて)</p> <p>基本的に3日前までに欠食届を提出</p>					
光熱水費	施設全体の水道代、電気代、ガス代より算定している。(管理共益費に含む)						

前払金の取扱い	
支払日・支払方法	入居する日より前・当社指定の金融機関口座へ一括して振込
償却開始日	入居日
返還対象としない額	あり 前払金：25% 2,200,000円～6,800,000円
	位置づけ 想定居住期間内に退去した場合、想定居住期間を超えて入居継続した入居者の家賃等に充当
契約終了時の返還金の算定方式	償却期間満了前に契約が終了した場合、次の算式により返還金が発生いたします。 返還金＝（前払金の75%）÷（償却期間）×（償却期間－経過月数） *前払金の25%は入居後3ヶ月を経過すると返還されません。 *支払債務がある場合は実費を差し引かれる場合があります。 *入居・退去月については1ヶ月を30日として日割計算し、算出した日額は小数点以下を切り捨ていたします。
短期解約（死亡退去含む）の返還金の算定方式	期間：3か月 起算日：入居した日
	入居日から3ヶ月以内において、入居者の契約解除の申し出がなされた場合（死亡による契約終了も含む）は、日割り計算（いずれの月も30日で日割りを行う）に基づく月払い費用、実費負担分を事業者に支払うことで契約を終了できるものとします。事業者は当該費用の支払い及び居室の明渡しを受けた後90日以内に、受領済みの前払金の全額を無利息で入居者に返還することとします。但し、実費分として滞在日数に応じて月額利用料の日割り分、介護報酬の1割または2割負担分等の債務は徴収致します。
返還期限	契約終了日から 90 日以内
保全措置	あり 保全先：りそな銀行
その他留意事項	なし

月額利用料の取扱い	
支払日・支払方法	指定口座からの引き落としの場合、次月分の請求金額を当月27日（但し、休日の場合は直後の営業日）に引落します。当社指定口座への振込の場合、次月分を当月25日（但し、休日の場合は直後の営業日）までに次月分の請求金額を支払うものとします。
その他留意事項	入居月及び退居月のみ日割り（30日）で徴収します。

介護保険サービスの自己負担額 ※要介護度に応じて利用料の1割（一定以上所得の場合2割）を負担する。

介護保険サービスの自己負担額（30日換算）		地域別単価：10.9（1級地）	
介護度	基本単位	加算（※）	自己負担額
	a	b	g=f×0.1 小数点以下切上げ
要支援1	5,370	80	6,303円
要支援2	9,240	80	10,779円
要介護1	15,990	80	18,585円
要介護2	17,910	80	20,805円
要介護3	19,980	80	23,200円
要介護4	21,900	80	25,420円
要介護5	23,940	80	27,779円

加算の種類	単位・割合	算定	備考
b	個別機能訓練加算	0/日	なし
	夜間看護体制加算	0/日	なし 要介護のみ
	看取り介護加算	144～1,280/日	なし 対象者のみ
	医療機関連携加算	80/月	あり 対象者のみ
	認知症専門ケア加算	0/日	なし
	サービス提供体制強化加算	0/日	なし
d	介護職員処遇改善加算	6.10%	あり（I）

自己負担額
g=f×0.2 小数点以下切上げ
12,605円
21,558円
37,169円
41,610円
46,399円
50,840円
55,558円

当ホームの地域別単価は10.9です。

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料 一部有料（サービスごとの料金は一覧表のとおり）

料金改定の手続

公租公課の増加、その他著しい経済事情の変動、並びに介護保険制度等の見直しが生じた場合は、契約期間内であっても、運営懇談会の意見を聞くなどして、月額利用料の各費用及び入居者の希望等により提供する個別的なサービス費等の費用の額を改定する事ができるものとします。

【料金プランの一例】 最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称 前払金プラン①（1人部屋）

単位：円

入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
0	0	11,200,000	384,100

※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付	財務諸表の要旨	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に交付	財務諸表の原本	公開していない
事業収支計画書	入居希望者に公開	その他開示情報	

添付書類： 介護サービス等の一覧表

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。

年 月 日

署名

印

説明年月日

年 月 日

説明者職・氏名

職

氏名

印

介護区分	自立		要支援・要介護	
介護を行う場所	介護居室・共用部		介護居室・共用部	
	月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付、一時金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
【ライフサービス】 1. デイリーサービス ・清掃 ・洗濯 ・クリーニング ・リネン交換 ・寝具レンタル (布団・枕・ベッドパット) ・リネンレンタル (シーツ・布団カバー・枕カバー) 2. ミールサービス ・居室への食事の配膳・下膳 ・パーティー・宴会食 3. ビューティサービス 4. エージェントサービス ・買物 ・目黒区役所手続 【ヘルスケアサービス】 ・健康診断 ・健康相談 ・生活相談 ・医師の定期診療 ・バイタルチェック ・投薬管理 【メディカルサービス】 ・医療費 ・協力医療機関への移送・付添 ・協力医療機関以外への移送 ・協力医療機関以外への移送及び付添 ※移送・付添希望の医療機関が施設より半径10km以上離れている場合は相談下さい。 【その他】 1. フロントサービス ・郵便物、宅配便等の取次 2. アテンドサービス 3. コンシェルジュサービス ※チケット等の手配等ご相談下さい。内容によっては対応出来ない場合もあります。 4. レクリエーション 日常的レクリエーション 誕生日会	週2回 週3回 週1階 希望者のみ 希望者のみ 必要時適宜 週1回(指定日) 月1回(指定日)	実費 620円/回 別途ご相談 (館内理美容) 料金は実費 左記以外1,030円/時間 左記以外1,030円/時間 年2回 医療保険適用範囲外の費用は入居者様負担 医療保険適用範囲外の費用は入居者様負担 1,030円/回 1,550円/時間 上記に加え、入居者様、付添ヘルパーの交通費実費 1,550円/時間 上記に加え、入居者様、付添ヘルパーの交通費実費 2,060円/回 手配にかかる費用の実費分 材料費等は実費	週1回 週1回 週1回 週1回(指定日) 月1回(指定日)	(希望者) 週2回目以降 1,240円/時間 (希望者) 週2回目以降 520円/回 実費 (希望者) 週2回目以降 620円/回 (希望者) 1,550円/月 (希望者) 1,030円/月 310円/回 (入居者都合の場合) 別途ご相談 (館内理美容) 料金は実費 左記以外1,030円/時間 左記以外1,030円/時間 年2回 医療保険適用範囲外の費用は入居者様負担 医療保険適用範囲外の費用は入居者様負担 1,030円/回 1,550円/時間 上記に加え、入居者様、付添ヘルパーの交通費実費 1,550円/時間 上記に加え、入居者様、付添ヘルパーの交通費実費 2,060円/回 手配にかかる費用の実費分 材料費等は実費

※1 時間ごとに料金を徴収するサービスは30分単位で料金を徴収します。30分の料金は表記の金額の1/2を徴収します。
 ※2 施設の状況や人員の状況によっては迅速に対応できない場合があります。個別サービスをご希望の場合は、お早めにお申し出下さい。

施設名：リアンレーヴ八雲

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

指針項目	該当に○	備考
安定的・継続的な居住の確保のための項目		
1 有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	○ 適合 ・ 不適合	
2 借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	○ 適合 ・ 不適合 ・ 非該当	
緊急時の安全確保のための項目		
3 有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	○ 適合 ・ 不適合	
4 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	○ 適合 ・ 不適合	
5 各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	○ 適合 ・ 不適合	
6 【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	○ 適合 ・ 不適合 ・ 非該当	
7 消防法施行令に定める消防用設備等(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	○ 適合 ・ 不適合	
入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目		
8 各居室は界壁により区分されているか。	○ 適合 ・ 不適合	
9 各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	○ 適合 ・ 不適合	
10 すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	○ 適合 ・ 不適合	
11 入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	○ 適合 ・ 不適合	
12 緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	○ 適合 ・ 不適合	
入居者の財産を保全するための項目		
13 前払金について、規定された保全措置を講じているか。	○ 適合 ・ 不適合 ・ 非該当	保全先：りそな銀行
14 前払金について、全額を返還対象としているか。(初期償却0の場合のみ「適」とする。)	○ 適合 ・ 不適合 ・ 非該当	初期償却率： 25% 指針に適合した前払金0円プランもございます。お客様へ十分な説明を行った上で希望されるプランを選択頂けます。
15 入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	○ 適合 ・ 不適合 ・ 非該当	

※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。
 ※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。